

○松下議長 通告7番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、これから8点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず第1点は、地籍の問題についてであります。

2点目は、公共施設について。

3点目は、ふるさと納税について。

4点目は、上下水道に関して。

5点目は、市税・国保税に関して。

6点目は、各種選挙に関して。

7点目は、防災・減災について。

最後に、大門池裁判について。

以上、8点について質問をさせていただきますので、市長を初め市民にわかりやすく説明をいただきたいと思っております。

それでは、まず第1点の地籍に関して質問をさせていただきます。

さきの本会議において質疑をした件と関連があるんですが、地籍調査に関して再度質問させていただきます。

既に岩出市においては、99.8%、国交省のホームページを閲覧しますと、完了したということであります。その結果、その成果物に対してデータの有料化をすることを明らかにされておりますが、そこで、まず第1点は、具体的に有料化に関してどのようにされるのか、また、実施時期はいつからなのか、さらに、その料金は幾らと考えているのか。

それから、2番目に、未定境界、筆界未定についてであります。これについては何件あるのかについてであります。

さらに、その筆界未定に関して更正し、地籍をただした事案について、これもあわせてお聞きをしておきたいと思えます。

それから、窓口ではお話ししたんですが、地籍調査が完了した後、どこの担当課がこの地籍に関して担当するのか、26年末には完了ということですから、そのままの状態では担当課はどこになるのかということをお聞きをしたいと思えます。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員のご質問の1番目、地籍についての1点目、地籍データの有料化についてお答えいたします。

平成26年度中で岩出市全域の地籍調査が完了予定であり、これを契機に、平成27年4月1日より実施いたしたく、事務を進めているところであります。料金につきましては、近隣市町村の料金を参考に現在検討中でございます。

次に、尾和議員のご質問の2点目、未定境界事案は何件あるのか及び問題点の解消はどうかについてお答えいたします。

筆界未定件数は、平成26年9月1日現在で104件であります。

また、問題点の解消はどうかについてであります。地籍調査終了後は、土地所有者間で筆界を明らかにすることになっていきますので、地籍調査課としては、実態を把握していません。

なお、地積更正、誤り等訂正申し出があった件数ですけれども、現在まで74件あります。

それから、対応課ということなんですけれども、対応課については来年の組織等、私というか、いまだ決定には至っていませんので、課というのはコメント控えさせていただきます。

ただ、トラブル等、問い合わせの対応につきましては、今もそうなんですけれども、調査時の資料等を確認して対応しているとおおり、今後もこれまでと同様に対応させていただくということです。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。地籍に関して来年の4月1日から行くと、料金に関して他の市町村のことなんです。用紙を含めて、プリントアウトする用紙の大きさ、これについてはどうなるのか。

それから、閲覧については、料金が要るのかどうかということなんです。もちろんその不動産登記法の第14条の地図については、これは大阪市なんです。これは無料で、ホームページを開きますと閲覧が出ておりますので、それについては当然有料化にはならないと思うんですが、私が調べました市原市の点を参考にしますと、手間のかかる費用についてということで、A3判の大きさを300円を想定しているということがあるんですけれども、それぐらいの金額になるのか。

それから、手続上の問題で誰でも手続ができるのかという点と、代理人による手

続、これについてはどうか。

それから、必要書類ですね。これを交付していただくための必要書類についてはどうなのかという点について、お聞きをしたいなど。

それから、地図の交付とあわせて地籍の証明する場合に、さらに他の市では、その300円にプラスして、300円を加算をして交付しているという実例があるんですが、法務局に行けば600円で交付していただけるので、それにあわせてるのかなという気もあるんですが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、今、未筆界指定で境界未定のところについては、各所有者間の間でということでもあります。この件について、市内の中島地区において現在境界未定の件が出ております。これは資料いただいたんですが、平成22年に課長名で当事者に回答されて、更正を早急にやるということの公式文書とあわせておわびとあわせて交付されてるんですけども、その件については、いまだに解決をしていないと、この理由についてどうなっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、地籍のデータ有料化という件で、手数料なんですけれども、まず、サイズについてということで、A4判、それから、A3判といったところで考えております。

それから、閲覧についてでございますけれども、無料でございます。

それから、手続等につきまして、申請は本人とさせていただいて、代理人の申請も可とさせていただく予定です。詳細等々につきましては、まだまだ検討する部分でございます。検討いたします。

それから、14条地図については、法務局での対応ということで考えております。

次に、中島の件につきましてははというところでございますけれども、中島の件につきましては、地権者と再度話し合いにより解決に向け進めてまいりたいと考えています。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。地籍が完了すると、地籍の面積に応じて固定資産税が付加されるということになると思うんですが、これについて見積もりがあれば、市税として固定資産税の市税の増加、もしくはマイナスの見積もりは出し

ているのか、担当が出しているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、中島地区の問題についてですが、これ今、部長のほうから答弁をいただきましたが、平成22年8月4日に地籍課長のほうから、地籍調査課の費用と責任において、正しく地積更正及び地図訂正作業を速やかに行うことを約束しますということを文書で、公文書で出されてるんですよ。

しかし、ことしになって26年ですから、4年間そのままになっている、これは明らかに市の行政の怠慢ではないかというように感じてるんですけども、これに対して今、部長が答弁して早急にということですが、いつぐらいをめどに、早く更正をしていただきたいというように思ってるんですけど、それについて再度お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

地籍調査後の税収の見積もりは試算しているかについてでございます。現在のところ、関係書類等がまだ届いておりませんので、試算は現在のところできておりません。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

今後も話し合いでということ、いつごろかということなんですけれども、これにつきましては、合意に至らなければならない点がございます。そういった点含めまして、解決すれば、事務は進めていきたいというふうに常々考えているところであり、速やかに早く対応してまいります。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、公共施設の関連した問題であります。

公共施設の管理と撤去について、総務省が初めて今年度から老朽化した施設の解体する費用を地方債で賄うことを認めるようになりました。地方自治体施設の点検や補修に手が回らない市町村が少なくないため、極めて異例の措置であると考えております。

地方債は、公共事業の財源として発行するのが一般的でしたが、公共施設やインフラは長い時間にわたり使うので、将来の世代にも負担が一部適当であるというこ

とでありました。施設団の解体も公共事業であります。それに地方債を使うことは、資産が減るのに借金がふえることとなる地方債に対する従来の考え方を大転換するものであります。

総務省の調査結果によると、全国から上がってきた施設は1万2,551件で、本市においても解体すべき施設があると考えますが、総務省に上げた回答並びに実態について、答弁をいただきたいと思えます。

次に、公共施設で考えるべき点は2点あります。

まず、第1点は、老朽化と人口の減少であります。

この減少は現実味を帯びてきております。施設の利用率と税収から見て、公共施設のマネジメントとして新規投資抑制の原則、数値目標、それから事前協議制で全庁で確立して公共施設の整備と再編計画の作成も必要になってまいります。過去から、私は資産管理の面から白書を作成して検討すべきであると、この本会議場でも市側に求めてきておりますが、どこまで進んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

さらに、総合管理計画を早期に作成して行うべきであると考えておりますが、市長の考えをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の2番、公共施設についてお答えいたします。

まず、1点目の老朽施設の管理と撤去についてでございます。

総務省が、平成25年度に全国の全ての公共施設または公用施設等に関し、公共施設等の解体・撤去費用に関する調査を、平成25年9月1日現在で保有する公共施設等のうち、解体・撤去の意向のあるものの調査が行われ、本市においては、ここ近年の間に撤去する公共施設等がない旨の回答を行っております。

それから、2点目の公共施設整備・再編計画の作成についてでございます。

全庁的な取り組みの構築、情報の管理・共有が必要なことから、庁内各課との協力体制を築くとともに、情報収集に努めているところでございます。

以上でございます。

3点目は市長から答弁させていただきます。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えいたします。

3点目の総合管理計画について、本市における公共施設等総合管理計画の策定に

については、平成27年度中の策定に向け、現在、国、県などの動向についての情報収集及び計画内容の調査、研究に取り組むとともに、庁内各部署へ計画策定に向けての準備、周知を行ってるところであります。

今後、計画の策定に伴い、公共施設の維持補修や総合的な管理方法等の基本方針が示せることにより、各施設を所掌する各所管課の管理運営方針の指針となるものと考えております。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 資産管理の白書についての答弁がないんですが、総合管理計画を作成していくということではありますが、公共施設の公共施設等総合管理計画、これについては、国のほうから指針なり方針が出ておりますので、それに従って岩出市でも行われるということではありますが、将来的には、一元化を見据えた固定資産台帳というものも考えていくことが大切だと、私は考えております。これについて、固定資産台帳の中における具体的に資産単価ごとに、勘定科目、件名、取得年月日、取得価格、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価格、数量等の整備を整えていくということになるのか、そこら辺について再度お聞きをしておきたいと思っております。

それと、27年度末ということではありますが、27年度、来年の3月31日までには仕上げていくというように理解していいのか、この点について質問をいたします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

1点目の総合管理計画の中で、一元的なものとするということの中で、固定資産台帳の件でございますけれども、具体的な内容はという件でございます。

固定資産台帳につきましては、地方公会計整備の関係もございますので、その関係を県等から通知が参りますので、それを踏まえた形で検討してまいりたいと、このように考えています。

それから、策定が27年度末かということでございますけれども、27年度末をめどに作成に向けて取り組んでまいるということでもあります。

それから、ちょっと追記ですけれども、この公共施設等総合管理計画につきましては、26年、本年度に通知出されておりました、26、27、28年、この3年間の間につくるようにという要請が参っているというところでもあります。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 要請はあるけれども、岩出市では27年度3月31日までにつくるという理解でよろしいですか。

その点だけちょっと確認させてください。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 失礼いたしました。

27年度でございますので、28年3月の末ということでございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 3番目にふるさと納税の関係であります。近年、ふるさと納税については、認知度も非常に広がっておりまして、岩出市においては、どういう実績になっているのかということをお聞きしたいんですが、ちなみに、今、ふるさと納税で和歌山県下で見ますと、新宮、かつらぎ、橋本、田辺、海南市でふるさと納税しますと、お土産品というんですか、特産品が送られてくるという制度があります。

中でも串本については、ここ統計を見ますと、26年度はもう既に600万円、8月31日付ですね。それから25年度が1,700万円、それから24年度は360万円、23年度は250万円、22年度は1,100万円というような形で、全体で3億5,000万円ぐらいですね。ふるさと納税という形で串本町のほうに寄附をされているという方がおられます。

それに見倣えとは言いませんが、今のふるさと納税の岩出市の仕組みからいいますと、ホームページを見ても非常に使い勝手が悪いと、さらに認知度を広げていって、岩出市から他府県に住んでおられる方が、岩出市のほうにふるさと納税をしてやろうという方にとっては、使い勝手が非常に悪いということをお聞きをしております。これに対する対策なり方針というものについて、お聞きをしておきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の3番、ふるさと納税についてということで、2点目の今後の対策、方針はどうかについてでございますけれども、寄附の方法につきましては、納付書払い、それから口座振替、現金書留が利用できますので、今のと

ころ改善は考えておりません。

また、啓発についても市ウェブサイトにてPRを行っております。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ふるさと納税に関しては、現行のままだということなのですが、より多くその税収を上げていくと、市の財政を豊かにするというのであれば、来年度からは、この上限を2倍に引き上げるというようなことも、今検討がされてきております。我々としては、この実態を正しく把握をして、広く全国の皆様に、岩出市のほうにこの納税を利用して寄附をしていただくと、使い勝手のいい納税でありますから、これについては、特に、もっと工夫が必要ではないかというように思っております。

岩出市においてふるさと納税をすれば、それに対してその特産品を送りつけると、提供するということがひとつやれば、農産物の農業者の活性化にもなりますし、ある意味では有効な地方の財源になると思うんですが、一方、岩出市から他府県、他の地方自治体にふるさと納税で寄附をされているという方については、言うならば岩出市の財政、住民税の控除が減りますから、税収がマイナスになるんですね、ある意味ではですね。

それと引きかえではありませんが、当然、岩出市のふるさと納税についても、そういう意味では、大切なこの財源として捉えるべきではないかというふうに思っておりますが、再度、現在のふるさと納税の寄附の仕方について改善する意志があるのかなのか、それについてお聞きしておきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、幾つか質問あったんですけども、国は金額を倍にすると言ってるが、もっと啓発すべきではないかというようなことについてですけども、ふるさと納税に関する制度改正については、市ウェブサイトなどでPRしていきたいと、このように考えています。

それから、農産物等を送らないのかの件についてですけども、ふるさと納税というのは、寄附を受けて農産物等の特産品を送っている自治体もあるわけですけども、特産品目当てで少額を多数の自治体に寄附する例も見られております。総務省からも特産品の送付については、適切に良識を持って対応することと通知が出て



おりまして、岩出市への寄附は、本当に岩出を応援したいとの自発的な思いによるものと考えておりますので、農産物等を送る考えはございません。

したがいまして、改善等については、従来どおりということでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 答弁が漏れてるんですけども、岩出市に住んでおられて、ほかの地方自治体にふるさと納税として寄附をされているというのを把握をされているのか、それについては、何件ぐらいあるのかですね。把握をされているのであればご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

他の自治体への寄附の関係でございます。平成25年度で24名でございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目に上下水道に関して質問をさせていただきます。

上下水道の接続についてであります。以前もこの場所で質問したと思うんですが、現在の公共施設接続について実績ですね、それから未接続件数、それからその対する計画、これについて、まず、お聞きをしておきたいと思います。

2番目に、加入分担金と水道料金の問題であります。前にも質問したときに、加入分担金については、岩出市は高額であるということを知っていると、認識をしているということでありました。これについて検討、その後、検討されたのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

次に、水道料金であります。水道料金に関しては、さきの議会においても私は一般質問したんですが、現行の水道料金については、20立米で全てを切り上げて、20立米以下の人に対しては、均一に料金が徴収されるということの実態にあります。これについては、私が今、和歌山地方裁判所のほうに提訴をして、裁判をしているところであります。この料金体制そのものについて、再度、変更するご意思があるのかどうか。

さきの議会においては、一番これがベストであるということをおっしゃっていただきました。基本水量の設定はおおむね適正であるということで、局長のほうで答弁されま

したが、その後、段階的に5、10、15立米、3段階ぐらいにわけて、市民の負担を軽減する、そういうお考えがあるのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、下水道の布設工事であります。

これについても、さきの本会議で質疑をしましたが、再度、下水道布設工事の基準及び改善点ですね、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員4番目の上下水道についての1点目、公共施設の接続についての現状実績等のご質問にお答えいたします。

公共施設の接続実績につきましては、現在、那賀振興局、岩出警察署、サンホール、さぎのせ公園、紀泉台地区公民館、上岩出児童館、市民総合体育館、岩出中学校が接続しております。

また、未接続の件数でございますけれども、今現在、把握はしてございません。

また、27年度で市役所、市民体育館、中央公民館、山崎小学校、山崎保育所、山崎北保育園、相谷駐在所、法務局、平成28年度では山崎地区公民館、中黒駐在所が接続する予定でございます。

続きまして、2点目の加入分担金、水道料金の諸課題についてのご質問にお答えいたします。

加入分担金につきましては、新旧利用者間の負担の公平性を確保するとともに、水道施設の拡充整備を要する費用の一部を負担していただくことを目的として設けた制度でございます。今後、必要となる施設整備や老朽管路の更新事業に多大な費用を要することから、これらの財源の一部として加入分担金を充当する必要がございます。

また、水道料金につきましては、2カ月当たり20立方メートルまでを基本使用水量として一律に料金設定をしておりますので、現行制度に問題がないため、これを維持してまいりたいと考えてございます。

先ほどの、ちょっと訂正させていただきます。未接続を把握していないということでございますけれども、供用開始区域内におきましては、27、28年で整備する予定でございます。

3点目の下水道布設工事の基準及び改善点についてのご質問にお答えいたします。

下水道の整備方法は、汚水発生源を極力自然流下で排除できるように効率的に考え、公道、すなわち、国道、県道、市道などの公道を主として整備ルートを考え、

公共汚水ますを道路境界から1.5メートル以内の私有地に設置いたしてございます。

また、法定外公共物については、一般道路に準じる扱いとしており、法定外公共物にしか接続していない家屋等については、そこに管を布設し、汚水を排除するように整備を行ってございます。

なお、一定のルールに基づき行っておりますので、改善点についてはございません。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 公共施設の接続の件であります。そうしますと、供用開始のところについては、区域については、28年度中に全て完了しますと、そして、それ以外のところについては、供用開始ができた段階で、早期に接続するという考えを持っておられるということであろうと思うんですが、そこで、公共施設の接続について、今ご答弁がありました。全体として終了・完了、全体の終了・完了については、いつを目途にさえているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、加入分担金についての件であります。前回の答弁では、高いと認識しているということをおっしゃいました。これについては、水道ビジョンというものがつくるといふことなんですか、その中で検討をしていく課題だと私は思っておりますが、その中の検討課題に入るのかどうか、さらに、その中に水道料金の現在の料金体系についても、再度、見直しをかけていくという考えがあるのかどうか、私は見直しをすべきだということに思っています。

先日、ある人から電話がありまして、私は、夫婦2人で2カ月で約8立米余りしか使ってないんだということをおっしゃいました。ぜひ、そういうお年寄りに対して現状を把握をして、市のほうも、前回の答弁では、約2割の方が、21.55%の方が20立米未満という実態を踏まえるなら、この人たちに対して、水道料金が不当な料金になっているというように理解をします。この点について再検討をされるのかどうか、お聞きを再度しておきたいと思えます。

それから、下水道の布設工事ですが、今、局長が私有地の1.5メートルと言われましたね。1.5メートルより長い場合、逆に、長い場合はそれはつけないということでしょうか。

それともう一点は、布設工事をして、2つの会所ますがないところについては、それはしないんだということをおっしゃいました。こういうことは、全体として問題があると思うんですが、下水道の区域になりますと、合併浄化槽の

補助金が使えないということになります。そういう人たちに対して、市がそういうような基準を設けているのであれば、私は、市民サービスの面からいって問題があるというふうに思っておりますので、その点について再度ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 まず、1点目の供用開始最終年はいつかという再質問にお答えいたします。

現在では42年度を最終と決めてございます。

それと、加入分担金、水道料金あわせて水道ビジョンの策定業務の中に考えてはどうかということでございますけれども、この策定業務では、将来的に必要な改築更新費用などを算出し、中長期的な事業計画の策定を目的にしておりますので、加入分担金、水道料金の具体的な検討を行う予定はございません。

3点目の私有地の件でございますけれども、私道につきましては、市道への公共下水道設置要綱に基づき、土地権利者の同意をとって整備を行ってございます。設置基準につきましては、先ほども申し上げましたとおり、1.5メートル以内の私有地側ということになってございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○松下議長 再々質問を許します。

○尾和議員 議長ね、接続するとき、供用ますが2つないとそこまでいかないよということについて、答弁ないんです。1カ所であっても、それが可能だということなのかどうか、それを、まず、答弁してください。

○松下議長 答弁できます。

○中井上下水道局長 私道への公共下水道設置要綱の第3条の2におきまして、「当該私道に布設する供用下水道の利用者が2戸以上である。」ことにより、1戸の場合は布設できません。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今回の答弁なんですけど、それは、明らかに下水道の布設工事の法的に違法じゃないかという見解があるんですけども、いわゆる2戸以上、埋設して2戸以上ないと、そこについては、1戸の場合はそこまで行きませんよという考え方について、基準要綱、岩出市だけでそれを考えてるのであれば、私は問題だなと思うんですけど、いわゆる2戸、例えばですね、市道があって、その先1軒しかないよとい

うことになりまして、その人はどうなるのでしょうか。下水道つなぎたくてもつなげないわけでしょう。個人でそこから下水管を埋設せなあかんということになるでしょう。

だから、2戸ないとそこまで工事をしないということは、私は、明らかにこれは法的に抵触するという見解を持つとるんですが、再度、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

違法ではないかというご意見でございますけれども、建築許可に基づく接道に埋設すること、下水道管につきましては、接道に埋設することといたしてございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目の質問に移ります。

市税あるいは国保税並びにほかの税金に関して、還付加算金という制度がありまして、これについての各市町村、自治体で解釈の相違があると、地方自治法の第17条4の第1項、第1号の納付または納入のあった日の翌日を適用するよう再度通知がされて、再計算があって、橋本市においては、先日新聞でも報道されましたが、553件未払いがあって、229万円という金額が報道されておりました。岩出市において、この還付加算金に対する取り扱い実態について、過去5年間についてご答弁をいただきたいと思います。

それに基づいて、未払い分が現実あったのかどうか、これを再確認をしたいと思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの質問に対し、答弁願います。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の5番目の市税、国保税についてお答えいたします。

まず、1点目の還付加算金について過去5年間の実績についてでございます。

平成21年度で40件、42万円、平成22年度で27件、49万8,900円、平成23年度で22件、30万5,200円、平成24年度、39件、75万2,000円、平成25年度、33件、20万400円でございます。

未払い分についてでございますけれども、さきの本会議の質疑の場でもお答えし

たとおり、現在調査中でございます。支払うべき事例については、早急に対応いたしたく考えてございます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 同じくご質問の5番目、国保税についての1点目、還付加算金の過去5年間の実績と、2点目の未払い分はどうかについてお答えいたします。

国民健康保険税における過去5年間の還付加算金についてでございますが、平成25年度は13件で、2万5,400円となります。

なお、平成21年度から平成24年度につきましては、還付加算金の支払い実績はございません。過去5年間の未払いについてですが、現在調査中でありまして、返還すべき事例につきましては、対象となる方に速やかに還付してまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、答弁をいただきましたが、還付加算金について過去5年間についての調査中であるということではありますが、この結論というのはいつ出てきますか。早急にこの金額、もし、こういう未払いがあるのであれば、返還をすべきだというふうに考えておりますが、いつをめどに再調査をされるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の金額の関係でございますけれども、この詳細な金額についてなんですけれども、先ほど尾和議員もご質問あったように、地方税法等の解釈が非常に難しく、解釈の難しい面がございますので、現在、県からの通知もどんどん質疑があり、来ているところでございます。だから、個々の事案ごとに判断をするケースがあり、非常に時間がかかっているという現状であります。

したがって、正確な金額については、現在先ほど答弁させていただいたとおり、調査中でございます。それから、金額の確定がされれば、速やかに対象者に対して還付通知の送付を考えてございます。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

国保税につきましても、先ほど総務部長が税のところでも申し上げたとおりの内容

に沿って、国保税についても準備を進めるということでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、現時点では、還付加算金の未払いがあるかどうかわからないと、調査をしないとわからないという答弁でしょうか。それとも、還付加算金の未払いが具体的につかんでないので、具体的につかんだ段階で明らかにするという理解でよろしいのか。そのどちら側なのか、今の答弁ではよくわからないんですが、再度答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

今回の事案については、所得税の確定申告に起因する市・県民税の過誤納金にかかる還付加算金、この計算についてなんですけれども、その計算期間の始期、いわゆる初めのスタート時期なんですけれども、徴収金の納付又は納入のあった日の翌日又は所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日と、こういう事由により区分されておりますけれども、この解釈を誤って還付することになった要因ごとに適用条例を判断すべきところ、全ての還付金事案について、所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日を計算期間の始期として計算していたため、還付加算金の額が本来より少なくなったものであります。

この地方税法等の解釈については、先ほども答弁させていただいたように、解釈の詳細な部分について、現在、県からもその通達が送られている状況でありますので、正確な金額については、現在調査中ということございまして、額が固まり次第、通知をさせていただくということであります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

国保税の対応といたしましても、先ほど総務部長が答弁してきたとおりでございます。歩調を合わせて進めていくということで、ご理解いただきたいと思います。

○尾和議員 めどを聞いとるんやけど、めどを答えてくれんのやけど、そんなん1年先か2年先かの話違うやろ。だから、最前何日ぐらいを時間いただきたいということ言うてほしいんや。それに答えてくれてない。

だから、1カ月やったら、1カ月以内にやりますよということであれば、それで

いいし、2カ月待つてほしいんやったら2カ月待つてほしいと。

○松下議長 それはわからないということやろ。県のことで。

○尾和議員 県関係ない。

○松下議長 県関係ないけど、そういう。

○尾和議員 計算の仕方だけなんや。

○佐伯総務部長 いつごろかということなんですけれども、先ほども答弁させていただいてるように、この解釈については、いろいろ質疑、各市町村から届いております。これは県の市町村課に対してなんですけれども、その解釈について、県からこういうふうな事務手続をなささいという通知が、まだいまだに届いてるということです。そうすると、今、仮に計算したとしても、また次の質疑でこういうふうにしなさいという通知が来れば、もう一度計算し直さなければならないと、こういう状況になります。

したがいまして、その時期というのを、今、質疑が届いている現状でありますので、1月、2月というのは申し上げられないということであり、正確な金額がわかった時点で、ご通知を差し上げるということでご理解いただきたいと存じます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時55分から再開いたします。

休憩 (14時40分)

再開 (14時55分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 各種選挙に関して質問をしたいと思えます。

今回、選挙に関して先般、監査請求を行ってきました。監査請求した理由については、投票管理者への賃金の報酬の件であります。この賃金報酬が、岩出市の条例では1万2,700円と決めておきながら、市長決裁で1時間2,200円、午後10時以降は2,400円の時給を支給してたと。したがいまして、投票管理者については、14時間で計算しますと、3万800円を払ってたということになっておりました。本来なら、条例に基づいていくなら1万2,700円であります。3万800円を支給したと。これは明らかに違反であります。



そこで、今回、投票管理者への賃金報酬1時間2,200円及び2,400円と時給を決めておるこの根拠について、どのような理由でこれを決めたのかというのが1点目。

それから2点目は、現行の諸問題として、投票を終わった後ですね、投票箱を市立体育館のほうに、開票場のほうに配送する、その人に対して手当を支給していたということがありました。これについて、これが事実なのか、その金額は幾らなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、投票立会人の昼飯の支給なんです、昼食の支給なんです、これはどういう理由で支給をしているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、休憩時間の問題であります。投票時間は、朝の7時から夕方の8時ですから、少なくとも投票事務に携わっている人に対しては、休憩時間を与えなければならないと、労働基準法違反をしてるんじゃないかというように思っておりますので、休憩時間はどのように設定をされていたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今回の投票管理者への報酬については、給与条例主義に明らかに違反をしているということですので、この給与条例主義に違反しているという認識を市長はお持ちなのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 私から尾和議員に各種の選挙についてということで、現行の諸問題についてのご質問に一括してお答えしたいと思います。

まず、1つ目の開票所への配送者及び手当支給についてであります、これは、公職選挙法の規定では、投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、投票箱を開票管理者に送致しなければならないとされています。このことから、現状では、各投票所に選任している2人の投票立会人のうち1人と、それから投票管理者とともに投票箱を開票所に送致しているのであります。

この方たちは、投票所を8時に閉鎖した後、投票箱及び投票録などの関係書類ですね、関係書類を開票管理者に事故なく、また、確実に送致することの重大な任務を受けております。もし、その間、交通事故とか、票が漏れたとか、事故が発生したとかということから、重大な任務を受けております。この送致に当たっていただく投票管理者に対して、謝礼として自家用車を使用される場合などの費用弁償として含め1,000円の商品券を支給しております。

次に、2つ目の投票立会人の給食についてですけれども、昼食についてですけれ

ども、投票立会人の方は、原則として執務時間、朝7時から夜8時まで13時間、その間、投票所を離れるわけにはいきません。朝7時に執務開始では、通勤時間も考慮すると必然的に昼食の確保も難しい。

また、期日前投票立会人は別として、先ほど話しましたように、8時から閉鎖後、関係書類等作成して、投票箱とともに開票所に送致しなければならない投票立会人もおり、それらのことを考慮して、昼と夜の2回お弁当を支給しております。

これらのことを鑑みて、謝礼やお弁当を支給することについては、投票立会人の報酬に含まれるという考え方もありますが、明確な規定はなく、その趣旨から見て、社会通念上の費用範囲を逸脱するものではないと考えております。

なお、この支給の方法や金額については、いろいろ考え方が分かれておりますので、実施している市町村もばらばらでありますけれども、当岩出市では社会通念上の費用の範囲を逸脱していないので、支払っております。

次に、3つ目の休憩時間の取得実態についてであります。投票立会人につきましては、各投票所に2人選任しておりますので、交替により食事の休憩をとっていただいております。

また、投票事務従事者につきましては、限られた人員で投票所の混雑状態、一時に選挙人が来たときに、食事してたら投票所に迷惑をかける場合もございますので、考慮しながら休憩をとるよう、きっちり時間を決められて、1時間きっちりとれよというようなことは非常に難しいので、できるだけ柔軟に取得できるよう、投票管理者にお願いしております。

続いて、投票立会人は、立ち会う時間が長く、午前と午後で交代してはどうかということではありますが、実際のところ規制もなく、調べてみますと、午前と午後と分かれた市町村も大きな市町村ではあります。けれども、交代制をとっている市町村、和歌山県ではございません。当市では、選挙は民主主義の根幹でありますので、各地域の自治会長さん、あるいは明るい選挙推進協議会の皆様、また民生委員の方々にご協力や推薦をお願いして、また二十歳代、若い者の投票に対する意識を持ってもらうため、機会あるごとに投票立会人の募集を行って選任をしています。

ところが、ほとんどの選挙が休日の日曜日に行われます。お願いしてもなかなか予定がある方が多く、また、立会人の執務時間が13時間ということでも長いです。そして、もう一つは、投票事務の公平性を見届けるために、役割も何かプレッシャーがかかっているようでございます。そういうことで、どうしても敬遠されがちで選任に苦慮している状況でもあります。

お話のとおり、午前と午後の交代制を実施となると、今以上に投票立会人の人数をふやさなければならない。19投票所があるわけです。それを倍にしますと38人になります。

それから、もしこれを実施すると、私たちまだ未経験でございますので、現在の体制から変更しなければならないというようなことのリスク、ミスが起こったら困りますので、そこらをまだ検証する時間帯もございませんし、まだ和歌山県では、そういうことは実施されておらないというのを聞いておりますし、どちらが投票立会人の人数が確保しやすいかということで、検討する時間もいただきたいし、現時点では、今のまま踏襲するものの、将来的には考えざるを得ないのかもしれないかもしれません。そういうことで報告させていただきます。

以上であります。

○松下議長 選挙管理委員会書記長。

○木村選挙管理委員会書記長 尾和議員のご質問ですけれども、1点、先ほど選挙管理委員会の委員長が答弁させていただいた中で、投票箱を開票所に送致するものについて、「投票管理者」に対して謝礼として1,000円分ということで申し上げたんですけれども、「投票立会人」と訂正させていただきます。

そうしましたら、各種選挙についての1点目、投票管理者の賃金報酬と3点目の給与条例主義に違反しているが、どうかのご質問に一括してお答えいたします。

まず、選挙事務に従事した場合の超過勤務手当等につきましては、岩出市職員の選挙事務従事にかかる超過勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則において定めております。

当該規則では、選挙事務が通常の業務とは異なる特殊な業務であることを考慮して、職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、1時間当たりの額を、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する基準額の算出基礎とする超過勤務手当の1時間当たりの単価を超えない範囲で市長が定める額としており、選挙の都度決定しております。

法律において定められている基準額の範囲内であることから、不当なものではないと考えますが、この点に関しましては、住民監査請求における監査結果において、違法性がうかがえるとの意見も出されておりますので、検討の必要性は認識しているところであります。

次に、岩出市では、適正な選挙の執行と経費削減の観点から、投票管理者を投票事務に従事する市職員の中から選任し、投票事務従事者と投票管理者を兼務するこ

ととして、投票管理者としての職務を行うほか、投票事務に従事する他の職員への事前説明や投票所の設営にかかる指揮監督、投票当日における投票所の施錠管理、投票事務に従事する職員への指導を行うとともに、自身も投票事務に従事しております。

このことから、岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく投票管理者に対する報酬としてではなく、職員の給与に関する条例に基づく投票事務に従事する職員に対する超過勤務手当等として支給しているものがあります。

なお、管理職手当の支給を受ける職員にあっても、職員の給与に関する条例及び規則において、公職選挙法に基づく選挙に関する事務に従事した場合は、超過勤務手当等の支給を受けることができると規定されておりますので、条例主義に何ら違反するものではないと考えます。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えいたします。

選挙は、何よりもまず、適正に管理執行されるということが重要であります。本市では、投票事務従事者と投票管理者を兼務することにより、執行経費の削減がなされており、参議院選挙などの経費については、国から全額交付を受けており、市に損害を与えたものではありません。なお、和泉市においても同様の事例があり、他市の状況も勘案しながら、真に見直すべきものは見直しをせよという指示を出してございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、選挙管理委員長のほうからご答弁をいただきましたが、私が質問してないところまで答弁していただいてあれなんです。私は二交代でせいというような質問は最初の段階でしてないんです。してないにもかかわらず、委員長は答弁されるんで困るんですけども、今回の投票従事に当たる投票管理者への報酬については、条例で1万2,700円と決めておるわけです。にもかかわらず、市長決裁で時間給2,200円を支給するのは、これは給与条例主義に違反していると、明確に違反していると、監査請求したら、監査委員は違法性がうかがえると、グレーな回答しかしてこないんであります。これについては、今月中に和歌山地方裁判所に提訴をしたいと思いますので、その場所でも明確にしていきたいなというふうに思っております。

そこで、投票管理者のその2,200円、100歩譲ってですよ、時間外手当として支給するのであれば、その一人一人の時間外手当、休日ですから135%を掛けて支給するのであれば、まあこれも問題ですけれども、一面理屈にあうかなど。

しかし、1時間を2,200円と算出しているところに問題がある。私は、投票管理者だから3万800円を払うたらあかんとは言ってないんです。当然、休日労働するから、休日労働なんで、賃金報酬は賃金をはらわなければならない。これは、当然やと思います。

しかし、市職員の給与というのは条例にうたわれたものによって支給をしないと、これは法律で決まってるわけ。決まっているものを規則というアウトサイダーのほうから市長決裁で支給するのは、これは違法であるということを申し上げておるのであります。

選挙管理委員長に私が言いたいのは、この開票所への配送ですね、これについては2名ですから、1人1,000円で2,000円ということになるんでしょうか。1人500円やから2名やから1,000円という計算を、私は500円ずつ渡してるんだと、ガソリン代に見合うものという形で出されておるんですけれども、これもどこにも条例にうたわれてないんですよ。それは、出したらだめですよということなんですよ。

市の財政のところから、条例にうたわれてないことを勝手に支給するのはだめですと、これはもう最高裁判所でも決定をされてるわけですから、それなら開票所まで払う人については、1人500円支給しますという条例をつくれればいいんです。つぐれば、誰からも、私からも監査請求する必要性もないし、それは文句言う筋合いのことではないわけですから、その点については、誤解のないようにしていただきたい。

それから、昼食と弁当2回出してる。私は1回だけかなと思ったら2回も出してる。この弁当も本来なら出したらだめなんですよ。どこも条例にうたわれてないわけですから、選挙のときについては、選挙立会人については、例えば、500円相当の弁当を支給しますというのであれば、「はい、わかりました」となるんですけれども、その弁当を出す、市職員は弁当を食べてないということなんで、それはまあいいとして、そういうのもあります。

それから、3番目ですね、休憩時間の問題ですね。これ選挙管理委員長ね、1時間きちっととらしてますか。とってないでしょう。1時間、8時間以上労働する場合は、休憩時間を与えなければならないと。1時間与えなければならないとなってるわけです。だから、それについては、その時間は執務から外れるという制度を、

きちっと選挙管理委員会の中で構築していただきたいという趣旨で、私は言うてるのであります。

市長は、今答弁されましたが、いずれにしても、国政から金を、国のほうから金をもろとるから、岩出市の持ち出しがないから、損害を与えてないから当然だという主張をされるんですけれども、国の税金は、一般国民、市民の税金が国に行って、国から交付されているわけですから、私たちの税金であるわけです。市民の税金を使っているわけでありまして。もちろん、岩出市の財政的な支出はないにしても、これは税金ですから、税金の支出が不当性があれば、それをただしていくというのが当然であります。再度、ご答弁をいただきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 改めましてお答えいたします。

今、尾和議員から質問ありましたけれども、投票管理者、投票所の管理者については、食事及び1,000円の商品券を渡しておりません。だから、投票立会人のみです。その1,000円の商品券につきましては、だから、投票立会人は2人おりますね。そのうちの1人は、これはもう帰っていただく場合もあるし、その人についてと、それから投票管理者、この2人で運んでもらうんだけど、費用の結局謝礼というものについては、投票立会人1名、それから昼食、弁当の件でございますけれども、確かに規定はございません。けれども、支給している選挙の管理委員会もあります。

だから、私はその問題を聞いたときに、本当に投票箱の1票の重さというのは、事故が発生した場合に、それだけ祈ってるんです。タクシーで集約している選挙の市町村もあります。それだけ寄せてきたらええわというもんでもない。だから、そこらあたりを配慮して、投票管理者にそこらを因果含めて、事故のないようにひとつご配慮くださいという気持ちで、これも社会通念上の支給の範囲は決して逸脱してはないものに考えます。

以上でございます。

○尾和議員 法律に違反したらあかんやないか。

○上西選挙管理委員長 法律には書いてはございません。その費用、結局、さっきも申し上げましたように、その謝金だとか、昼を出したり、あるいは出さなくてもいいんだとか、そういうものは明記されてございません。国政の費用の最高の費用の最高限度は定められておりますけれども、その費用の中には、いろいろな費用が出

てきております。けれども、その中に昼食の件だとか、謝金出したらいかんだとか、そういうものは明記されておられません。私の調べた範囲、もし、調べてあるというんだったら、また、訂正はさせていただきますけれども、そういうことでお答えさせていただきます。

以上です。

○松下議長 選挙管理委員会書記長。

○木村選挙管理委員会書記長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

投票管理者への報酬につきまして、条例では投票管理者1万2,700円と、議員のおっしゃるとおり1万2,700円と定めておりますが、それを超過勤務手当で支払っているのはおかしい。また、実質的な、するんならまだしもということですが、選挙事務につきましては、通常の業務とは異なる特殊な業務であるということをお察ししまして、岩出市におきましては2,200円、深夜につきましては2,400円という額で決定しているところでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、住民監査請求の監査結果において、違法性がうかがえるとの意見が出されておりますので、検討の必要性は認識してございます。

また、国からの岩出市の持ち出し、これは市民の税金に当たるということですが、それはおっしゃるとおりでございますけれども、こちらのほう全ての経費につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、これに基づいた範囲内での支払いとなつてございますので、特に、岩出市が多く持ち出しているというものではございません。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 選挙管理委員長ね、あなたね、ちょっとへ理屈が過ぎるんですよね。社会通念上こんなもん許されると言うならばですよ、言うならば、条例にないことをどんどんやってもいいんかということですよ。

だから、給与条例というのは、これは法律において給与条例主義というのは、これに基づかないものは、市の市から出る税金の使途に使ったらだめですよということを明確に、最高裁の裁判所で判例が出てるんですよ。

判例が出てるやつについて、いわゆる、選挙が厳格だからというのは、そら当然間違いがあったら困ります、選挙というのは。だからといって、社会通念上許されるから、例えば、開票時までの手当、お礼としてガソリン代という形でしょうか、1,000円を払ってるんだと言ったり、弁当代出したり、弁当も出していいんだとい

うならば、どんどんどんどん枠がふえてくるじゃないですか。

私は、ある市町村に聞きましたら、投票管理者ね、市の職員でやる必要性、私は一向にないと思うんです。なぜ、聞きますと、いわゆる、市職員のOBをそこに充てたら十分対応できるんだと、それで国の基準では1万2,600円なんです。これは1選挙について1万2,600円、しかし、岩出市の条例は1万2,700円ですから、1万2,700円出しなさいと言ってるだけなんです。

わかってます、委員長。そして、弁当は出していいかということになると、これは弁当出していいとはどこにも書いてない。出していいんであればいいんですよ。手当も出していいんであればいい。条例に選挙のときについては、投票立会人については、昼食と晩食2食を、例えば、800円相当のものを支給しますというように条例でうたっておけば、私は何も文句言いません。それがないにもかかわらず、こういう金の出し方というのは、いわゆる間違いですよと言ってるんです。わかりますか、委員長。

これは、法定の場で決着をつけたいと思いますが、いずれにしても、選挙管理委員会の委員長として、選挙は公平で中立で厳正なものであるわけですから、それに対する費用というのは当然発生してきます。現行でも、災害等については、それは別でいいですよとなってるわけです。しかし、選挙投票事務については、一言も触れてないんですよ、法律の中に。

だから、選挙は特殊なものだからということになれば、例えば、ほかのことも特殊なものだからということになったら、次から次へ枠がふえてくるじゃないですか。こんな支給の仕方はだめだと言ってるんです。もう一度答弁してください。

○松下議長 選挙管理委員長。

○上西選挙管理委員長 お答えさせていただきます。

その社会通念上の儀礼の範囲で支給しているということで、いろいろこのご意見につきまして、選挙というのは先ほども申し上げましたように、国政選挙の総額的な、国会議員でこれぐらいの費用の範囲内でおさめようという法律がありますね。いろんな経費の中で。だから、これもあれもとだんだん費用が膨らんでいくんですよ。今ご意見がありましたけれども、それは決してないと思うんですね。

だから、私の文書の適用の仕方が間違ってるんかわかりませんが、社会通念上の儀礼の範囲としたのであって、言わんとするのは、これにかこつけて選挙についてはだんだんと拡大解釈していくという考え方は、決して持っておりません。あくまでも、最少の費用で最大の選挙の効果というんですか、運営というんですか、



そういうものを求めるのが私たちの選挙管理委員会の責務だと考えております。

それから、投票管理者について、当初は職員だと、あるいは、ほかの市町村では全員一般人だという考え方ですけれども、この方法、職員でやってる、私も聞いた範囲では、もう5年、10年前から、ちょっと間違えたか定かでないんですけれども、以前からやってる。それをたゞしますと、以前から言うてるんですが、ミスが発生した場合、投票管理人で考えてみますと、相当重い職務、職責を持ったもんだらうと考えています。

中身については、鍵の当番から投票用紙の点検だとか、選挙名簿の点検だとか、すぐそこらの一般の人が管理者になって、すぐできることではないと思うんです。もし、これは一般人でというのは、考え方の基礎となるのは、選挙は公のものである。だから、地域の皆様に管理者となってやってください、こういうことの趣旨だらうと思うんです。

けれども、ミスが発生した場合、もうお隣の市町村ではミスが発生してますね。そら向こうも職員であったのか、民間の一般人の方がやってるんか、私はわかりませんが、あれだけの事務所作についてミスが発生しないという保障はどこもない。祈っております。ミスがないように祈ってます。

そういうところで、投票管理者もほかの市町村はございますので、何も検討することに、先ほど市長がありましたように、たゞすべきものはたゞす、いろいろよそのやり方も勉強して、一番いいなというようなものを実行していくと、その姿勢には変わりはない。それは、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松下議長　これで尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　7番目、防災・減災について質問をさせていただきます。

今回の質問は、さきの広島のと砂災害におけるとうとい命が、70余名の方の命が奪われたということで、人災ではないかと言われている面もあります。そこで、岩出市における災害をいかにして減らしていくのかという主眼に置いて、8項目について質問をしますので、ご答弁をいただきたいと思います。

まず、第1点は、土砂災害についてのハザードマップの作成、区域の指定、現状と啓発の問題ですが、朝から各議員が指摘をしておりますので、今後について、ハザードマップの作成が、具体的に出た段階で区域の指定が出てくると思っております。

す。

県の砂防課のホームページを見ますと、岩出市においては、土砂災害、急斜面における災害のホームページがありますので、その中で指定をされておりますが、いかにして、これを一般市民の方が理解しているかといいますと、私は、まだまだではないだろうかなど。市の役割としては、一日も早く危険性のある地区の皆様には説明をしていただいて、こういうところにはこういう危険性がありますよと、そして、いざというときには、そこからいち早く避難をする、そういう動機づけをぜひやっていただきたいために、この問題を取り上げております。答弁をいただきたいと思えます。

それから、2番目に避難するための情報伝達の問題であります。先般、船戸地区で準備避難というものが出されました。先ほど、午前中からの答弁でも、空振りを恐れず早目早目にこれは出すべきであろうと、私もそのように感じております。空振りであってよかったと、空振りだから、あんな情報を出してというようにならないようにしていくためにも、私は準備、避難の段階から早期に手を打つ、そして、とうとい人命を災害から守るという意味では大切なことでもありますので、準備、勧告、指示、避難場所の問題でもあります。

避難場所の表示の問題ですが、今年度の予算で750万円余りを予算化をされておりました。これについては、いつぐらいにできるものなのか、それから避難場所の表示については、どのようなスタイルになるのか、形態になるのか、それとあわせて、現行ある避難の表示ありますね。これがほとんど消えかかっている、見えないところが非常に多くあります。これについては撤去をするのか、さらにあれを活用して、利用して、避難場所の表示を再度していくのか、そこら辺の答弁をいただきたいと思えます。

それから、避難行動要支援名簿への問題であります。岩出市では、既に集約はされつつあると思うんですが、現在、その対象者の範囲とその人数については、どれぐらい集約されているのか。

それから、4番目に、名簿登録制度の不同意者に対する取り扱い、同意者数とあわせてどれぐらいおられるのか、現状をどのように把握されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、備蓄倉庫の現状についてであります。防災計画のマップを見ますと、出ている資料によりますと、この資料では現行と変わっているのかどうか、そのままの状態なのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、防災行政無線の放送ですね。これは無線とあわせてマイク放送もされるんですが、豪雨になりますと、現行ではもうほとんど聞き取れない。スピーカーの下ぐらいの人しか聞き取れないのが実態ではないかなと思うんですね。窓を閉めますし、その上に雨風になりますと、今の放送体制でいいのかということもありますので、ぜひここら辺の改善をすべきではないかなと思っておりますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

また、広島の災害で、教訓として真夜中での警戒対策、警戒避難情報ですね。これについては非常に悩ましいものがあるんですけども、避難する際に、専門家は水平避難とか、垂直避難とかということを使われておりますが、それに関連して真夜中での避難体制、これについてどのような計画、立案をされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、9月の初めに避難訓練がありました。これに対して総括されているのか。その中で反省点をどのように把握をして、今後どのように改善をしていこうとされているのか。

以上、8点にわたって質問をさせていただきます。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の7番の1点目、土砂災害についてハザードマップの作成と、それから2点目の避難のための情報伝達について、準備、勧告、指示、避難場所の表示及び5点目、備品倉庫の現状はどうか、あと6点、7点、8点目までの避難訓練の総括と反省、改善事項はどうかについてお答えいたします。

まず、1点目のハザードマップの作成につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について、今年度作成中の岩出市防災マニュアルに掲載し、作成後は、全戸配布を行い、住民に対する周知を図ってまいります。

次に、2点目の避難のための情報伝達につきましては、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づく避難準備情報、避難勧告、避難指示の判断を日中と夜間に区別し定めており、それに基づき伝達を行います。

なお、住民への伝達方法につきましては、災害の規模や種類などで伝達すべき地域や時間帯等を考慮し、市内放送等での伝達を初め、メール配信サービス、防災行政無線電話応答サービス、市ウェブサイト、地デジデータ放送、広報車での広報及び報道機関への放送要請などにより行ってまいります。

また、避難場所の表示につきましては、今年度、避難施設等サイン設置事業を実

施しており、内容は避難所46カ所の入り口付近に、それぞれ1枚を設置、総合保健福祉センターについては2枚ですけれども、するものであります。

看板のサイズといたしましては、横900ミリ、縦600ミリのアルミ板を使用し、高輝度蓄光式看板としていることで、夜間でもわかりやすいものとしており、設置は11月28日までに完了いたします。

なお、議員ご質問の民間業者が設置した市内各所にある避難場所の案内ポールかと存じますけれども、この看板については市が設置したものではございませんので、撤去等はいりません。

次に、5点目の備品倉庫の現状につきましては、食糧等の備蓄物資は、各地区公民館や総合保健福祉センターなど12カ所に分散して備蓄しており、アルファ米及び乾パンを各8,000個、クラッカーとスティックパン、保存用備蓄パンを7,000個、保存水500ミリリットル入りのペットボトルですが、1,000本など保管してございます。

なお、飲料水につきましては、エンジン式の浄水器を使用することも可能であります。浄水器は、総合保健福祉センターに1台と総合体育館に2台の合計3台を所有しております。

また、毛布やおむつ、女性用品等につきましても、各地区公民館や総合保健福祉センターなど22カ所に分散して備蓄してございます。物資の運送につきましては、地域防災計画に基づき事業部の物資班が担当してまいります。

次に、6点目の防災行政無線による放送において、雨風が激しいときに聞き取りにくい場合の対応についてですが、先ほどの情報伝達の部分でもご答弁させていただきましたが、メール配信サービスを初めとした方法で、住民の方々にお伝えをしてまいりたいと思います。

次に、7点目の真夜中での警戒体制についてでございますが、危険の高まりが夜間になりそうな場合や、避難が夜間になりそうな場合には、予測ベースで明らかに避難準備情報等の発令を実施することとしており、予測による発令の空振りを恐れることなく、住民の安全確保に努めてまいります。

次に、8点目の避難訓練の総括と反省、改善事項についてでございますが、訓練日当日の参加者は1,567名でございます。各小中学校の避難訓練は、現在も順次行われておりまして、根来小学校の11月12日が最終となり、これをもって平成26年度の岩出市地域防災訓練は完了いたしますが、総括と反省、改善点につきましては、全ての訓練完了後に地域防災訓練の実行委員会を開催いたしまして、各委員からのご意見をいただくこととしてございます。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員ご質問の7番目、防災・減災についての1点目、土砂災害についてお答えいたします。

岩出市には、土石流に区分される土砂災害警戒区域は40カ所、急傾斜地の崩壊に区分される区域は44カ所指定されております。そのうち、土砂災害特別警戒区域を含むところが、土石流は30カ所、急傾斜地の崩壊については全域となっております。住民への危険周知につきましては、現在、岩出市役所、那賀振興局等で公示図書の閲覧を行っており、閲覧に来られましたら職員が説明を行っているところです。

また、岩出市ウェブサイトからは、わかやま土砂災害マップにリンクを張り、掲載しており、広報10月号にも掲載し、さらなる周知を図ってまいります。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続き、尾和議員の7番目のご質問にお答えいたします。

3点目の避難行動要支援者名簿への対象者への範囲、その人数についてであります。対象者の範囲は、在宅で生活を営む者で、要介護認定3から要介護認定5の認定者、身体障害者手帳1、2級の所持者で、日常的に援護が必要な者、療育手帳Aを所持する者で、日常的に援護が必要な者、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者で、単身世帯の者、難病指定特定疾患等の疾病等による自宅療養者で、自力避難が困難な者及びその他自力で避難することが困難である、または、何らかの支援が必要とみずから申し出た者等としており、人数は、本年の9月17日現在でございますが、1,644名となっております。

次に、4点目、名簿登録制度不同意者への取り扱い、同意者数の現状についてお答えします。

当該名簿は、災害対策基本法により、災害発生時等に避難行動要支援者を保護するために必要がある場合、本人の同意なしに、関係者に対し情報提供できるものとされており、非常時には、必要があれば不同意者についても情報提供することとなります。ただし、平時から関係者に名簿を配布しておくためには、本人の同意が必要となります。

名簿は、市の保有する個人情報を利用するものであることから、災害対策基本法の施行日である平成26年4月1日以降に作成を開始することとされているため、今年度に入ってから作業を進めているところであり、現在名簿の作成を完了したところでございます。今後、名簿登録者に対し、平時からの情報提供について同意を求めていくこととしてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 避難場所の表示の件なのですが、この私がいただいた防災計画の中で、先ほど午前中に、「避難場所で土砂災害危険箇所はありません。」と総務部長が言われたんですが、この計画書の中には、押川集会所、境谷集会所、それから岩出民俗資料館、それから、おのみなと紀泉台幼稚園ですか、これが土砂災害等急傾斜地ですね。土砂災害の危険箇所になってるんですよね。午前中言われた答弁と違うなと思いながら聞いていったんですが、47カ所のうち、そういうところは指定していないということで理解していいのか、これはどっちが正しいのか。これが正しいのか、午前中言われたのが正しいのか、部長が言われたのが正しいのか、それを確認しておきたいと思います。

それから、避難場所の表示の件ですが、46カ所つけるということで、夜間でも見られるようにしますよということ、これはありがたいことだと思うんですが、現在ある、市が設置をしない避難のポールありますよね。あれは、そうすると道路敷に設置をしているわけですから、道路管理者として許可をしたものかどうか。そういう経過を受けて、市が許可を出さずに業者が勝手につけたとすれば、これは違法物件ですから、その業者に撤収をしてもらわなあかんということになると思うんですが、この見解についてお聞きをしておきたいと思います。

私としては、避難場所、現在ある掲示板が消えて、ほとんど消えてますけれども、そこに、さらにあれを利用して、もう一度あそこへつけたらいいんじゃないかなと思うんですよね。アルミのパネルでも取りつければ、さらに46カ所以外にもそれで確認できるわけですから、総務部長は、市の設置したものでないので私知りませんというようなこと言わんと、そこら辺の経過をちょっと確認をさせてください。

それから、避難訓練の総括と反省の中で2点ですね、指摘をしておきたいんですが、私は根来小学校へ行きました。行きましたけれども、正門と北門、北門も2カ所あるんですけれども、正門と北門の1カ所は、もう施錠がされてて入ってこれないんです。こんな訓練で私はないと思うんですね。非常事態ですから、正門も北門も全てあけて、どこからでも入れるような訓練をしないと、私はだめだなとつくづく思っておりました。

根来保育園のところだけしか入るところがないという、こういう体制でいいのかなと思っておきまして、ほかの訓練のところは行ってませんのでわかりませんが、根来小学校だけ見た場合、そういうことがありましたので、これは、そういうこと

のないように、全て門をあけてどこからでも入れるような体制を訓練の中でもやっていただきたい。

それから、もう一点気になったのは、自衛隊が来てたんですが、装甲車が来てたんですね。災害のときに鉄砲を撃つ装甲車、これは誰が呼んだんかなど、市が呼んだのであれば、私は必要ないにもかかわらず、装甲車をグラウンドに置くというこの行為については、場違いだなと思っておるんですが、これは市が呼んだのかどうか、向こうが乗りつけてきたのか。

それと、次回からは、装甲車なんて必要ないわけですから、こういうものは訓練には乗ってこないように、くれぐれも市のほうから指摘をしていただきたいというように思っております。その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の避難所の件でございます。

押川、境谷が危険区域に入っているのではないかと、これはマップに載っていることでありました。尾和議員ご持参のマップについては、平成23年に作成したマップかと存じます。避難所の見直しについては、昨年、25年度に市内の47カ所の公共施設の見直しを行いました。その避難所全てについて災害の種類とか規模、そういうふうなものを加味して、危険箇所と思われるところは全て除いておりますので、押川、境谷等の地区については、避難所の指定をしてございません。

次に、2点目ですけれども、民間業者が立てたポールの件でございますけれども、管理者は市で許可したのではないかと、この件についてなんですけれども、当時いつごろ立てたかというのは承知してないところでございますので、現在のところ、その辺のところは不明であります。

それから、そのポールに対して、今回の避難所も同時に仮設、一緒につけたらどうかというご提案かと思っておりますけれども、その件については、既存のポール等については既に老朽化も激しいので、危険性等も勘案すれば、現在、私どもの考えている避難所のサイン事業が適切であると、このように考えます。

それから、避難訓練での根来小学校の北門、正門が開かれてなかったということでもあります。この件につきましては、反省会等で検討、協議をさせていただきたく思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、根来小学校に自衛隊の装甲車が搬入されてたという件でございますけ

れども、この件については、根来小学校の訓練会場に自衛隊の車両を搬入したわけですけれども、これは隊員によるロープ結索訓練を行っていたものであり、移動手段としての車両をグラウンドに展示したものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ちょっと部長と意見があわんのやけれども、僕は防災計画の中のコピーしてきてこれ見とるんで、岩出民俗資料館は⑨と書いてるんですね。おのみなどは土砂災害⑨と書いてある、指定してある。これは、この資料が間違ってるんか、部長の言われるのが正しいのか、そこの整合性がようわからん。

もう一点、現在あるポールをね、撤去するんかどうかと聞いとるんやけれども、老朽化しとるから、そしたら撤去したらええやないかと思うんやけれども、現行のまま使うんか使わんのかということを開いとるんですね。誰が許可したのかということについては答弁ないんで、答弁してもらいたい。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 防災計画に掲載されておる避難所でございますね。防災計画については26年2月、本年の2月に見直しをされております。尾和議員持つておられる避難所については、その作成時点では避難を指定しておったんですけれども、先ほど申し上げたように、危険な箇所については、当時は指定しておりました。26年2月に見直しをさせていただいて、危険箇所に隣接する避難所を解除したということで、現在は指定をされておりません。

○尾和議員 何カ所になるの、避難箇所。

○佐伯総務部長 47カ所でございます。

○尾和議員 そこから削除したら4つ減らさなあかん。

○佐伯総務部長 ポールについては、先ほども申し上げましたように民間事業者が設置したものでありまして、当時の状況がわかっておりませんということで、ご理解いただきたいと思えます。

○松下議長 よろしいですか。

○尾和議員 いや、どうするんよ、後の処置がわからん。民間がつけたから、老朽化してるから、そしたら撤去するんか、そのまま置いておくんかと聞いとるんやけれども、答弁ないんです。民間がつけてるからそのまま置いておくんか、不法建造物やから撤去するんかと聞いとるんやけれども、答弁ないんで。



○松下議長 よろしい、答弁できる。

総務部長。

○佐伯総務部長 当時、民間が設置したものと思われまので、市のほうといたしましては、民間が設置したものについて、市で強制的に撤去できないものと、こういう認識をしてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 1点だけ言いますけれども、総務部長ね、これ民間がつけたから、道路管理者である岩出市が知らんと、そんなもん、民間つけたから岩出市は知りませんでは、ポールが倒れて人に当たってあれしたらどうすんですか。そんなわけにはいかんでしょ。撤去するんやったら撤去する、老朽化しとるものについては。それは明確にさせていただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

老朽化して危ないとか、そういったものにつきましては、道路管理者として、その今言われてる限定のものではなくても、道路管理者として、危険とを感じるものについては撤去命令、それ以外には、こちらがどうしても、まず、緊急性があるものについては撤去しなければならないと、一般的な考え方になりますけれども、同じような考え方だと思います。

○松下議長 これで尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

引き続きまして、8番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 あと6分30秒しかありませんので、最後になりますが、おつき合いを願いたいと思います。

最後の質問は、大門池裁判についてであります。

まず、第1点は、最高裁への上告受理申し立てのその後の経過についてどうなったかお聞きをしたいと思います。

それから、2番目は、水利組合の地役入会権について岩出市の考え方についてお聞きをしたい。

それから、3番目は、新池の駐車場の賃貸料の返還請求については、どうされるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの8番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員のご質問の8番、大門池裁判についての1点目、最高裁への上告受理申し立ての経過はどうかについてお答えします。

平成26年9月2日、最高裁判所で不受理が決定されました。市の主張が認められず残念ではありますが、今回の決定は、今まで岩出市がとってきた方針に直接影響を与えるものではないと考えております。

次に、2点目、水利組合の地役入会権はどうかについてお答えします。

今回の決定は、岩出市に何かせよと命じているものではないと考えております。

次に、3点目の駐車場の賃貸料の返還請求は、どうされるのかについてお答えします。

駐車場の賃貸料の返還請求については、現時点では請求することは適切でないと考えております。

以上です。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員のご質問の8番、大門池裁判についての3点目、駐車場の賃借料の返還請求についてでございます。

現時点で、市は、十分検討した上で、賃借料返還請求することは、適切でないと判断しているということからして、監査委員として、特に意見等はございません。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まずですね、このいわゆる岩出市の上告受理申し立てが、最高裁で受理されなんだということについて、これは、市長初め今まで10年近くの間、裁判をしてきて、議会もそうなんです、それに同意したという件ですから、議会と市と、市長として、これは重大な責任があると思うんですね。ここに至って、いわゆる、岩出市は、水利組合が有している地役入会権を最高裁が認めたということなんです。

それで、今教育部長が答弁しましたが「上告受理申し立てについては、受け入れられなかったけれども、今までと何ら変わりません。」と、こんなでたらめな答弁が許されるんか。今までは、市の所有権であり市民の財産だから、これは岩出市のもんだと主張してきたわけでしょう。

それにもかかわらず、今回、最高裁が受理をしないということは、水利組合の権

利を認めたんですよ。言うならば、岩出市は、ひらてに言えばこの裁判で明らかに負けたんですよ。この恥をどうするんかということなんです。天下が、この地役入会権ということを経験した。これに対して、いまだに岩出市は反省の意思がない。そのことを私は今回強く申し上げておきたいと思います。

そこで、教育長、教育長は、歴代の教育長が今までとってきたことが誤りであったわけですから、この場所で受理されなんだことに対する所感を述べていただきたい。市長もあわせて所感を答弁をいただきたいと思います。

それから、代表監査委員にお聞きしますが、私がこの賃貸料の返還請求をすべきだ、すべきだと、時効中断をせいということをお願いしてきました。しかし、代表監査委員は「裁判係争中であるので、答弁は差し控えます。」と言ってきたわけです。今の答弁は何ですか。余りにも市とべったりの監査委員じゃないですか。監査委員の資格ないですよ、明らかに。

私は、この前も言いましたが、こういう監査委員であれば、もう即刻やめてください。監査委員としての私見としてね、明確に市に言うべきことは言うべきです。そう思いませんか。答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

所見を述べよということではありますが、今回の決定により、今まで岩出市がとってきた方針に直接影響を与えるものではなく、市に何か命じよという点もないということと考えております。

また、責任についても、とるべき内容のものでないと考えてございます。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えします。

これは議員もご存じのとおり、かつて、市は、何度も誠意を持って当時の水利組合と交渉してきました。極めて一部の所有権の主張により、解決の道を閉ざされて今日まできております。水利組合の地役入会権はどうか、恥を知れということです。これはあんたも議会、その当時の当事者であります。十分内容は知ってるはずですよ。今回の決定は、岩出市に何かせよと命じているものではないと考えてございます。

以上です。

あと、お答えするつもりは、さらさらない。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質問にお答え申し上げます。

監査委員としては、先ほど申し上げたとおり、市において十分検討された上での判断、このように考えておりますし、これは市と、おっしゃるようなべったりじゃなしに、監査委員としての意見としても、そのように判断されたことが今の段階では妥当じゃないかと判断しておる、こういうことでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育部長ね、あなたね、この賃貸料の請求権については「請求しない」と言われたんですね。しない、今までと、今までの答弁と違うんですけども、それはどのような経過でそういう答弁をされるんか。今までは、賃貸料については「返還を弁護士と相談して、今検討中です。」と、その前の副市長は、川口さんですけども「賃貸料については、返還を求める。」と言ってこられたんです。

今ここで、いわゆる賃貸料の請求については、もう放棄をしたという理解でよろしいですか。求めないということで、そういう理解でよろしいんですね。それを答弁してください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 尾和議員の再々質問の返還しない理由についてお答えします。

顧問弁護士と協議した結果、現時点では、返還請求することは適切でないと考えております。

○松下議長 これで尾和弘一議員の8番目の質問を終わります。

以上で尾和弘一議員の一般質問を終わります。